

令和4年9月12日

保護者の皆様

田原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス陽性者の療養期間（出席停止期間）が、以下のように見直されましたので、よろしくお願いします。

なお、本見直しについては、令和4年9月7日より適用となりますので、同日時点で患者である場合にも適応します。

記

1 症状がある場合

- ・発症日を0日として翌日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合は、8日目から登校できます。（各自判断、陰性証明書は必要ありません。）
- ・10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、8日目から10日目についても、保護者の意向があれば出席停止として差し支えありません。

2 症状がない場合

- ・検体採取日を0日として翌日から7日間経過した場合は、8日目から登校できます。
- ・ただし、検体採取日からの5日後に抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日後から登校できます。

3 1, 2いずれの場合も気を付けていただきたいこと

- ・10日間が経過するまでは、感染予防行動の徹底をお願いします。
- ・感染リスクの高い活動については、見学していただきます。